(2) (1)による使用の休止の届出に係る浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除することとした。(第一〇条第一項及び第一一条第一項関係)

(二) 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこととした。(第一二条の三関係)

2 浄化槽処理促進区域

(一) 浄化槽処理促進区域の指定

市町村は、当該市町村の区域（下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く。）のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水（以下「汚水」という。）の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとした。(第一二条の四関係)

(二) 公共浄化槽

(1) 定義

この法律において「公共浄化槽」とは、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、(2)のイの設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び(2)のハにより市町村が管理する浄化槽をいうこととした。(第二条第一項の二関係)

(2) 設置等

イ 市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する建築物（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。）に居住する者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するために浄化槽を設置しようとするときは、浄化槽の設置に関する計画（以下「設置計画」という。）を作成するものとすることとした。(第一二条の五第一項関係)

ロ 市町村は、設置計画を作成しようとするときは、あらかじめ、浄化槽を設置することについて、当該浄化槽が設置される土地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建築物の所有者の同意を得なければならないこととした。(第一二条の五第三項関係)

ハ 市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽について、自ら管理することができることとした。(第一二条の六関係)

(3) 設置の完了の通知等

市町村は、設置計画に基づき浄化槽の設置が完了したときは、当該浄化槽で汚水を処理させることとなる建築物の所有者に対し、その旨を通知しなければならないこととした。(第一二条の七関係)

(4) 排水設備の設置等

イ (2)のロによる同意をした建築物の所有者等は、(3)の通知を受けたときは、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な汚水管その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならないこととした。当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこととした。(第一二条の八第一項関係)

ロ 市町村は、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん、その他の援助に努めるものとすることとした。(第一二条の八第三項及び第四項関係)

ハ 国は、市町村がロの資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとすることとした。(第一二条の八第五項関係)

3 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検を業とする者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加することとした。(第四八条第二項関係)

4 浄化槽台帳の作成

都道府県知事は、浄化槽台帳を作成することとした。(第四九条関係)

5 協議会

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。(第五四条関係)

6 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

(一) 都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができることとした。(附則第一一条第一項関係)

(二) 都道府県知事は、(一)による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、相当の期限を定めて、除却その他必要な措置をとることを勧告することができることとした。(附則第一一条第二項関係)

(三) 都道府県知事は、(二)による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができることとした。(附則第一一条第三項関係)

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第四一号）（内閣府本府）

1 目的規定の改正

目的に、子どもの貧困対策を子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進すること等を追加することとした。(第一条関係)

2 基本理念の見直し

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、基本理念を見直すこととした。(第二条関係)

3 子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正

(一) 子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）に定める子どもの貧困に関する指標の例示として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加することとした。(第八条第二項第二号関係)

(二) 大綱に定める事項として、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加することとした。(第八条第二項新第五号関係)

(三) 子どもの貧困対策会議は、大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとした。(第一五条新第六項関係)

4 市町村における子どもの貧困対策についての計画

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとすることとした。(第九条新第二項関係)

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇棚田地域振興法（法律第四二号）（内閣府本府）

1 目的

この法律は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)